

報告第 12 号

平成28年度盛岡市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 146条第 2 項の規定により、平成28年度盛岡市一般会計

平成 28 年度 盛 岡 市 一 般 会 計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
2 総務費	1 総務管理費	国土調査事業（補助）	15,000,000	15,000,000
		盛岡南公園野球場整備事業	22,032,000	22,032,000
	3 戸籍住民基本台帳費	マイナンバー制度導入事務	22,376,000	22,376,000
3 民生費	1 社会福祉費	臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業	905,802,000	905,802,000
		老人福祉施設整備助成事業	377,580,000	377,580,000
		老人福祉施設開設準備経費助成事業	18,009,000	18,009,000
		老人福祉センター施設整備事業	173,946,000	173,945,080
	2 児童福祉費	児童館整備事業	11,157,000	11,157,000
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業会計への負担金等	21,000,000	21,000,000
	2 清掃費	旧清掃工場跡地整備事業	13,824,000	13,824,000
6 農林費	1 農業費	産地パワーアップ事業	203,850,000	203,850,000
		畜産振興事業	53,254,000	53,254,000
		総合交流ターミナル整備事業	105,680,000	105,680,000
7 商工費	1 商工費	桜の里整備事業	33,757,000	33,470,880
8 土木費	2 道橋りょう路費	道路橋りょう維持管理事業	3,316,000	3,316,000
		市道舗装二次改築事業	28,588,000	28,588,000
		渋民駅北地区道路整備事業	4,000,000	4,000,000
		側溝整備事業	20,730,000	20,730,000
		本町通一丁目新庄町2号線道路整備事業	11,748,000	11,748,000
		二子沢線道路整備事業	8,430,000	8,430,000
		岩手公園開運橋線道路整備事業	914,000	914,000
		尻志田線道路整備事業	4,000,000	4,000,000
		都南中央第二地区生活環境整備事業	12,250,000	12,249,120

繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	11,250,000			3,750,000
	20,120,000			1,912,000
	22,376,000			
	905,802,000			
	123,830,000	253,700,000		50,000
	18,009,000			
		134,400,000		39,545,080
	3,762,000	5,900,000		1,495,000
		21,000,000		
				13,824,000
	203,850,000			
	53,254,000			
	52,792,000	48,100,000		4,788,000
		33,400,000		70,880
	1,823,000			1,493,000
	15,723,000	10,900,000		1,965,000
	2,200,000	1,700,000		100,000
	6,452,000	13,700,000		578,000
	7,048,000	4,200,000		500,000
	4,636,000	3,700,000		94,000
	503,000	400,000		11,000
	2,200,000	1,700,000		100,000
	6,737,000	5,000,000		512,120

款	項	事業名	金額	翌年度額
			円	円
		都南中央第三地区生活環境整備事業	45,511,000	45,486,934
		道明地区生活環境整備事業	174,780,000	173,311,538
		下飯岡地区生活環境整備事業	2,662,000	2,661,654
		岩手飯岡駅南公園線道路整備事業	18,376,000	18,376,000
		津志田白沢線道路整備事業	21,832,000	21,832,000
		谷地頭線道路整備事業	12,000,000	12,000,000
		東中野門線道路整備事業	16,000,000	16,000,000
		下田生出線道路整備事業	99,018,000	99,018,000
		一の渡岩洞湖線道路整備事業	16,000,000	16,000,000
		渋民東線道路整備事業	7,500,000	7,500,000
		三本柳線道路整備事業	40,467,000	40,087,000
		永井街道線道路整備事業	4,230,000	4,230,000
		虫壁線道路整備事業	16,781,000	16,781,000
		割船線道路整備事業	9,931,000	9,931,000
		橋りょう維持補修事業	85,963,000	85,963,000
		盛岡駅前通線道路整備事業	18,820,000	18,820,000
		高橋線道路整備事業	74,492,000	74,492,000
		岩山2号線道路整備事業	119,000	119,000
		本町通二丁目上田四丁目線道路整備事業	53,254,000	53,254,000
		渋民好摩線道路整備事業	18,593,000	18,593,000
		南大通二丁目南大橋線道路整備事業	94,000	94,000
		南大橋明治橋線道路整備事業	51,897,000	51,897,000
		本町通一丁目名乗沢2号線道路整備事業	51,489,000	51,259,000
		西部線道路整備事業	11,100,000	11,100,000
		好摩芋田向線道路整備事業	5,539,000	5,539,000
		柴沢下田線道路整備事業	14,000,000	14,000,000
		南大通一丁目5号線道路整備事業	14,126,000	14,126,000

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	24,622,000	18,700,000		2,164,934
	95,249,000	70,200,000		7,862,538
	1,464,000	1,100,000		97,654
	10,107,000	7,500,000		769,000
	12,007,000	8,800,000		1,025,000
	6,600,000	4,800,000		600,000
	3,300,000	11,400,000		1,300,000
	25,815,000	36,100,000	35,281,000	1,822,000
	8,800,000	7,200,000		
	4,125,000	3,200,000		175,000
	1,090,000	35,100,000		3,897,000
	2,327,000	1,800,000		103,000
		16,700,000		81,000
		9,900,000		31,000
	47,280,000	32,000,000		6,683,000
	2,071,000	15,100,000		1,649,000
	40,971,000	30,200,000		3,321,000
	66,000			53,000
	29,290,000	21,600,000		2,364,000
	10,196,000	8,000,000		397,000
	52,000			42,000
	11,104,000	36,800,000		3,993,000
	21,522,000	26,800,000		2,937,000
	6,105,000	4,500,000		495,000
	3,047,000	2,400,000		92,000
	7,700,000	6,000,000		300,000
	7,769,000	5,700,000		657,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
		交通安全施設整備事業	5,497,000	5,497,000
		新庄1号線道路整備事業	596,000	596,000
		みたけ4号線道路整備事業	21,980,000	21,980,000
		川崎芋田向線道路整備事業	2,000,000	2,000,000
	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	9,000,000	9,000,000
		河川等維持管理事業	9,893,000	9,892,800
		都市基盤河川改良事業	260,224,000	182,249,000
	4 都市計画費	道明地区土地区画整理事業	77,823,000	77,821,563
		都南中央第三地区土地区画整理事業	82,234,000	82,228,532
		太田地区土地区画整理事業	303,724,000	303,674,413
		梨木町上米内線街路事業	265,351,000	265,351,000
		明治橋大沢川原線街路事業	61,139,000	61,138,023
		盛岡駅南大通線街路事業	1,300,000	1,300,000
		上厨川厨川五丁目線街路事業	13,564,000	13,564,000
		盛岡駅青山線街路事業	12,231,000	12,231,000
		街路樹等維持管理事業	46,041,000	46,041,000
		都市公園整備事業	167,388,000	167,387,364
		盛岡南地区都市開発整備事業	2,652,000	2,652,000
		盛岡駅西口バス乗場整備事業	6,895,000	6,894,080
	5 住宅費	公営住宅ストック総合改善事業	21,750,000	21,750,000
10 教育費	2 小学校費	土淵小・中学校一貫教育導入施設整備事業	14,615,000	14,615,000
		プール改修事業	96,176,000	96,176,000
		校舎等維持補修事業(補助)	18,128,000	18,128,000
	3 中学校費	仙北中学校施設整備事業	382,991,000	382,990,410
		城西中学校屋内運動場改築事業	44,211,000	44,211,000
		プール改修事業	166,226,000	166,226,000
		学校施設防災対策事業	51,036,000	51,036,000

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	3,023,000	2,200,000		274,000
	328,000	200,000		68,000
	12,089,000	8,900,000		991,000
	1,100,000	800,000		100,000
		6,700,000		2,300,000
		7,400,000		2,492,800
	121,014,000	55,100,000		6,135,000
12,575,000	30,262,000	33,700,000		1,284,563
24,632,104	23,411,000	31,900,000		2,285,428
23,442,000	152,070,000	122,200,000		5,962,413
	112,258,000	136,800,000	1,000,000	15,293,000
	30,065,000	28,000,000		3,073,023
		1,200,000		100,000
		12,200,000		1,364,000
		11,000,000		1,231,000
	23,020,000	20,700,000		2,321,000
	68,897,000	88,600,000		9,890,364
	1,060,800	1,400,000		191,200
	3,792,000	2,800,000		302,080
6,350,000	5,000,000	10,400,000		
		12,900,000		1,715,000
	8,086,000	80,200,000		7,890,000
	6,041,000	11,900,000		187,000
	37,484,000	314,400,000		31,106,410
	11,333,000	32,700,000		178,000
	16,172,000	147,600,000		2,454,000
	16,909,000	33,500,000		627,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
計			円 5,100,482,000	円 5,020,056,391

平成29年6月8日提出

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
66,999,104	2,528,460,800	2,174,800,000	36,281,000	213,515,487

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 13 号

平成28年度盛岡市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 150条第 3 項において準用する第 146条第 2 項の規定

平成 28 年 度 盛 岡 市 一 般 会 計

款	項	事 業 名	支出負担行為額	左 の 内 訳	
				支 出 済 額	支 出 未 済 額
			円	円	円
10 教育費	3 中 学 校 費	仙北中学校施設整備事業	135,736,000	48,810,000	86,926,000
計			135,736,000	48,810,000	86,926,000

平成29年 6 月 8 日 提 出

により、平成28年度盛岡市一般会計事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

事 故 繰 越 し 繰 越 計 算 書

支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			説 明
		既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源	
円	円	円	円	円	平成27年度における国の補正予算に伴い、28年度に計画していた事業を前倒して予算措置し、債務負担行為による2か年工事としたことによる。
	86,926,000		85,883,000	1,043,000	
	86,926,000		85,883,000	1,043,000	

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 14 号

平成28年度盛岡市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第26条第3項の規定により，平成28年度盛岡市

平成 28 年度 盛 岡 市 水 道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事 業 名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 額	翌 年 度 繰 越 額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	水道整備事業	2,773,516,000	2,079,522,160	581,926,000

平成29年 6 月 8 日提出

水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
建設企業債	出資金	国庫補助金	損益勘定留保資金等			
円	円	円	円	円	円	
0	21,000,000	0	560,926,000	112,067,840	0	入札不調により、契約締結が出来なかったこと等による。

盛岡市長 谷藤裕明

報告第 15 号

平成28年度盛岡市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第26条第3項の規定により，平成28年度盛岡市

平成28年度盛岡市下水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道事業 整備事業	2,378,803,000	1,120,291,762	1,238,331,000

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道事業 整備事業	786,766,000	681,837,950	55,080,000

平成29年6月8日提出

下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
建設企業債	工事負担金	国庫補助金	損益勘定留保資金等			
円	円	円	円	円	円	
559,000,000	40,867,000	560,616,000	77,848,000	20,180,238	0	関係機関との調整による。

左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
建設企業債	工事負担金	国庫補助金	損益勘定留保資金等			
円	円	円	円	円	円	
24,700,000	0	27,540,000	2,840,000	49,848,050	0	計画外の工事に時間を要したことによる。

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 16 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成29年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 2 月 20 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金69,266円也
- 3 損害賠償の原因

平成28年12月14日盛岡市志家町地内の交差点で、市有車が相手方の車両と衝突し損傷させたことによる。

報告第 17 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成29年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 3 月 17 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金36,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成28年 9 月 26 日盛岡市永井22地割地内において、市道岩手飯岡駅前通線の路側を自転車で走行中、進行方向前方にある既設水路に転落し、体を負傷したことによる。

報告第 18 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成29年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 3 月 30 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 3,300円也
- 3 損害賠償の原因

平成29年 1 月 20 日盛岡市向中野地内において、市道鶴子道明線を自動車で行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 19 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成29年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

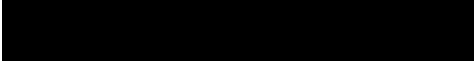
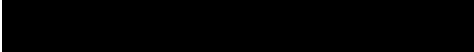
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 3 月 30 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 4,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成29年 2 月 11 日盛岡市飯岡新田地内において、市道盛南線を自動車で行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 20 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成29年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 3 月 30 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金11,400円也
- 3 損害賠償の原因

平成29年 2 月 24 日盛岡市永井地内において、市道盛南線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 21 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成29年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

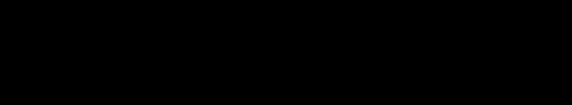
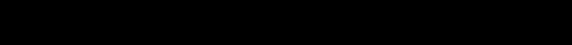
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 3 月 30日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金21,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成29年 2 月 24 日盛岡市永井地内において、市道盛南線を自動車で行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 22 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成29年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 3 月 30 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 7,800円也
- 3 損害賠償の原因

平成29年 2 月 25 日盛岡市永井地内において、市道盛南線を自動車で行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 23 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成29年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 3 月 31 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 7,100円也
- 3 損害賠償の原因

平成29年 2 月 24 日盛岡市永井地内において、市道盛南線を自動車で行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 24 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成29年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

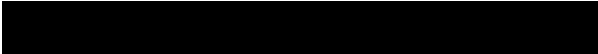

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 3 月 31 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金16,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成29年 2 月 24 日盛岡市永井地内において、市道盛南線を自動車で行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 25 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成29年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

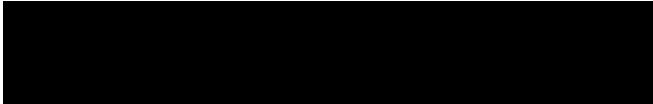
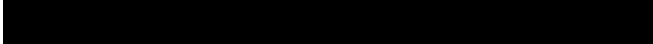
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 4 月 13 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金89,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成29年 2 月 24 日盛岡市永井地内において、市道盛南線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 27 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成29年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 5 月 12 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第10条第 6 項第 4 号」を「第10条第 8 項第 5 号」に、「第42条の 4 第 6 項第 4 号」を「第42条の 4 第 8 項第 6 号」に、「第68条の 9 第 6 項第 4 号」を「第68条の 9 第 8 項第 5 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第 28 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成29年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 5 月 17 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金58,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成29年 4 月 28 日盛岡市上鹿妻地内において、市道上鹿妻 6 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 29 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成29年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 5 月 19 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市個人番号の利用等に関する条例（平成27年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 4 条第 1 項中「第19条第 9 号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年 5 月 30 日から施行する。

報告第 30 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成29年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工事件名	変更内容	専決処分年月日
盛岡市立仙北中学校校舎建設等（建築主体）工事	契約金額「 602, 953, 200円」を「 600, 831, 000円」に改める。	平成29年 5 月 26 日

報告第 31 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成29年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

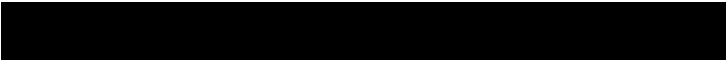

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 5 月 31 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 5,153円也
- 3 損害賠償の原因

平成29年 4 月 14 日盛岡市下太田下川原地内において、市道新田上川原線の街路樹の伐採作業中、切り落とした枝が相手方所有の電気通信設備に接触し破損させたことによる。